大阪大学医学部附属病院における臨床研究等に関する For Cause Audit 及び Educational Audit のための病院長の標準業務手順書 新旧対照表

変更点:アンダーライン

現行	改訂案
(略)	(略)
(Educational Audit)	(Educational Audit)
第6条 病院長は、臨床研究等が適正に実施されていることを確認し、臨床研究の適	第6条 病院長は、臨床研究等が適正に実施されていることを確認し、臨床研究の適
正な実施を確保するために、監査担当者を指名し、監査担当者に Educational Audit	正な実施を確保するために、監査担当者を指名し、監査担当者に Educational Audit
の実施を指示しなければならない。	の実施を指示しなければならない。
2 Educational Audit は、大阪大学医学部附属病院で実施する <u>臨床研究等のうち、</u>	2 Educational Audit は、大阪大学医学部附属病院で実施する <u>臨床研究等</u> を対象と
介入研究と観察研究 を対象とする。	する。
3 Educational Audit 実施の依頼は、倫理審査委員会委員長を通じて行われる。	
第7条 Educational Audit 終了後、監査担当者は報告書を作成し、 <u>倫理審査委員会</u>	第7条 Educational Audit 終了後、監査担当者は報告書を作成し、 <u>病院長</u> に提出す
<u>委員長</u> に提出する	る。
2 倫理審査委員会委員長 は報告書を確認後、必要に応じて、研究責任医師に CAPA の	2 <u>病院長</u> は報告書を確認後、必要に応じて、研究責任医師に CAPA の策定を指示し
策定を指示しなければならない。	なければならない。
第8条 研究責任医師から CAPA が提出され後、 <u>倫理審査委員会委員長</u> は CAPA の適否	第8条 研究責任医師から CAPA が提出され後、 <u>病院長</u> は CAPA の適否を判断しなけれ
を判断しなければならない。この際、 <u>倫理審査委員会委員長</u> は監査担当者に意見を求	ばならない。この際、 <u>病院長</u> は監査担当者に意見を求めることが出来る。
めることが出来る。	
2 <u>倫理審査委員会委員長</u> は、Educational Audit の結果及び(ある場合)CAPA を	2 <u>病院長</u> は、Educational Audit の結果及び(ある場合)CAPA を <u>臨床研究総括委</u>
<u>病院長</u> に報告しなければならない。	<u>員会</u> で報告する。
(既各)	(略)

以上